

総 税 都 第 1 4 号
令 和 2 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）は令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

イ ロからヌに掲げる規定以外の規定 令和2年度以後の年度分の個人の道府県民税、令和2年4月1日以後に法定納期限が到来する不申告加算金、同日以後に支払を受けるべき給与等に係る給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出する場合、同日以後に支払を受けるべき公的年金等に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する場合、同日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に行われる地方消費税の精算又は交付、同日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税、同日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税、同日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税

ロ 第1章65 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金

ハ 第2章3（2） マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第号）の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税

- ニ 第2章38(2)及び(3) 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日が属する年度以後の年度分の個人の道府県民税
- ホ 第2章49の2(特定寄附金に係る部分に限る。) 令和2年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税
- ヘ 第2章50(13)、50の2(4)、50の4(13)及び50の6(4) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第 号)の施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税
- ト 第3章5の3(特定寄附金に係る部分に限る。) 令和2年4月1日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税
- チ 第4章9 令和2年3月から5月までの期間以降の徴収取扱費算定期間に係る徴収取扱費の支払
- リ 第6章9及び9の2 令和2年10月1日以後に行われる売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税
- ヌ 第10章21 令和元年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割